

令和6年度 看護師等キャリアアップ支援事業について

1 事業概要

県民に対し安全で質の高い医療サービスの提供及び県内で働く看護師等のやりがいを醸成し、離職防止及び県内定着を図るため、医療機関等に対し、認定看護師教育課程及び特定行為研修受講に要する経費を助成する。

<事業開始>H24年度 認定看護師、精神科認定看護師資格取得のみ支援

R2年度 特定行為研修受講への支援を追加

R4年度 感染管理分野の補助率を10/10に引き上げ

専門看護師教育課程受講への支援を追加

2 事業内容

(1)補助対象となる資格・研修

- ・日本看護協会が認定する「認定看護師」、「専門看護師」の資格
- ・日本精神科看護協会が認定する「精神科認定看護師」の資格
- ・保健師助産師看護師法第37条の2で定める特定行為研修

(2)補助対象施設

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院（H30～）、訪問看護ステーション

(3)補助対象経費・基準額・補助率等

補助対象経費	認定看護師・専門看護師教育課程及び特定行為研修受講に係る医療機関が負担する下記の経費 ○派遣期間中の代替職員経費 ○入学金・受講料 ○派遣期間中の旅費
基準額	2,000千円
補助率	1/2※
その他	次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還が発生する。 ・認定看護師・専門看護師教育課程を修了した年度の翌々年度末までに認定看護師・専門看護師の資格を取得しなかった又は特定行為研修の補助事業実施年度の翌々年度末までに研修を修了しなかった場合。 ・認定看護師・専門看護師の資格取得後又は特定行為研修修了後、補助事業者の医療機関等に3年間継続勤務しなかった場合。

※【R4事業から変更】「感染管理認定看護師教育課程」及び「感染症看護専門看護師教育課程」に看護師を派遣した場合の補助率を10/10とする。

理由：新型コロナの感染拡大に伴い、院内感染の防止対策・指導、感染予防・管理システムの構築等を行う感染症分野に精通した看護師の養成を強化する必要があるため。